



創造

「ものづくりは人づくり」。学校で学ぶのは技術だけでなく、物事に取り組む姿勢やココロです。生徒指導部では、みなさん一人一人のココロ(自分)が健全に創られること、育つことを期待しています。

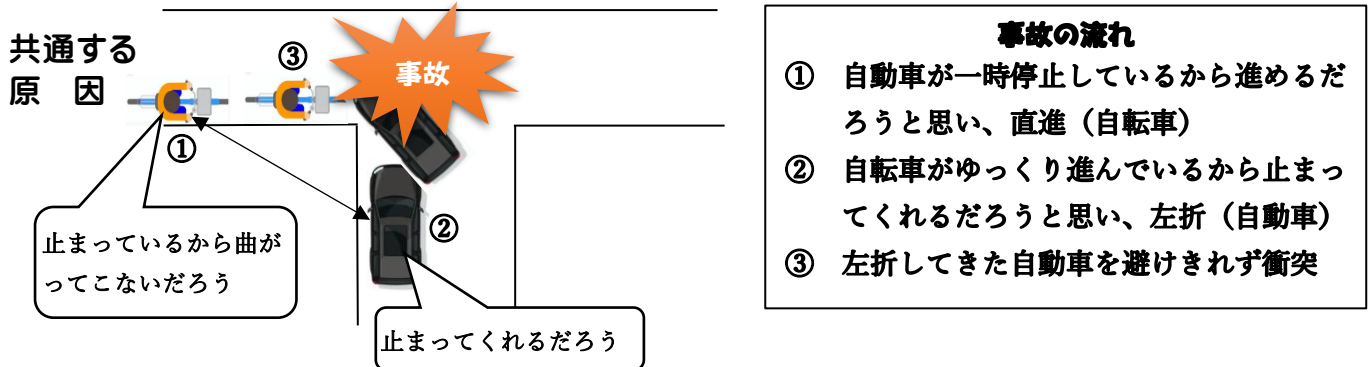
あなたは、知っていますか！？

～「ドライバーの死角」を考える～

安全運転のために・・・

自転車事故 多発中！！

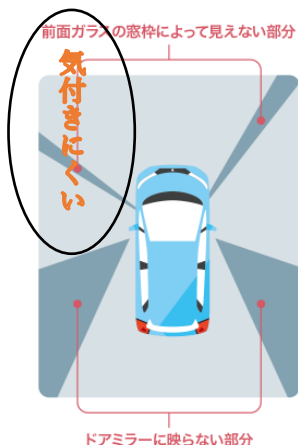
10月に交通事故が3件発生しています。全て自転車がからむ事故です。調査すると次のことが浮かび上がってきました。



「～だろう運転」は事故の元です。危険を感じたら止まりましょう！

自動車の死角

自動車には車種独特の死角があり、そのことを見越してドライバーは運転しています。特に左側は死角が多く、近くに自転車がいても気付きにくく、危険なエリアです。



交通事故に遇わないために・・・

“交通ルールを守れば事故は起きない”という保証はありません。しかし、注意するポイントを押さえれば未然に防ぐこともできます。

注意するポイント

1. 左側走行を徹底する。（自動車の進行方向と同じ方向に進む）
2. 交差点でドライバーが左右を確認している間は様子を見る。
（場合によっては止まることも必要）
3. ドライバーは自動車が優先と思っていることを念頭に自転車を運転する。

交通安全情報

令和6年11月1日施行



自転車を利用する皆さんへ ～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます



変更

道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

悪質な場合、逮捕されます。